

# 異議申立書

2012年4月3日

東京高等裁判所 御中

申立人 星野文昭

弁護人 鈴木達夫



同 和久田修



同 西村正治



同(主任) 岩井信



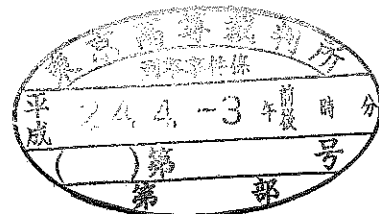
同 藤田城治



同 酒井健雄



申立人を請求人とする再審請求事件（東京高等裁判所平成21年（お）第10号）  
について、東京高等裁判所第11刑事部は、2012（平成24）年3月30日付  
請求棄却の決定をなしたが、申立人は同決定に不服であるから、異議を申し立てる。



## 第1 申立の趣旨

- 1 原決定を取消す。
- 2 再審請求人に対する殺人、現住建造物等放火、公務執行妨害、傷害、凶器準備集合被告事件について、1983（昭和58）年7月13日、東京高等裁判所第11刑事部が言い渡した有罪の確定判決に対し、刑事訴訟法第435条第6号及び第448条により再審開始の決定をなし、同法第451条により審理の上、無罪の判決を求める。

## 第2 申立の理由

原決定は、本件再審請求において提出した証拠はいずれも刑事訴訟法435条6号にいう新規性、明白性のある証拠とはいえないと判示した。

しかしながら、原決定は、その判断において事実誤認および判断の誤りがあり、取り消しは免れない。

また、本件審理経過の下では、原審には当時の目撃者の供述調書を開示命令を出すべきであり、この点について証拠開示を命じないまま決定をなしたことは訴訟指揮権の裁量を逸脱した違法がある。

本異議申立の理由については、追って補充する。

以上